

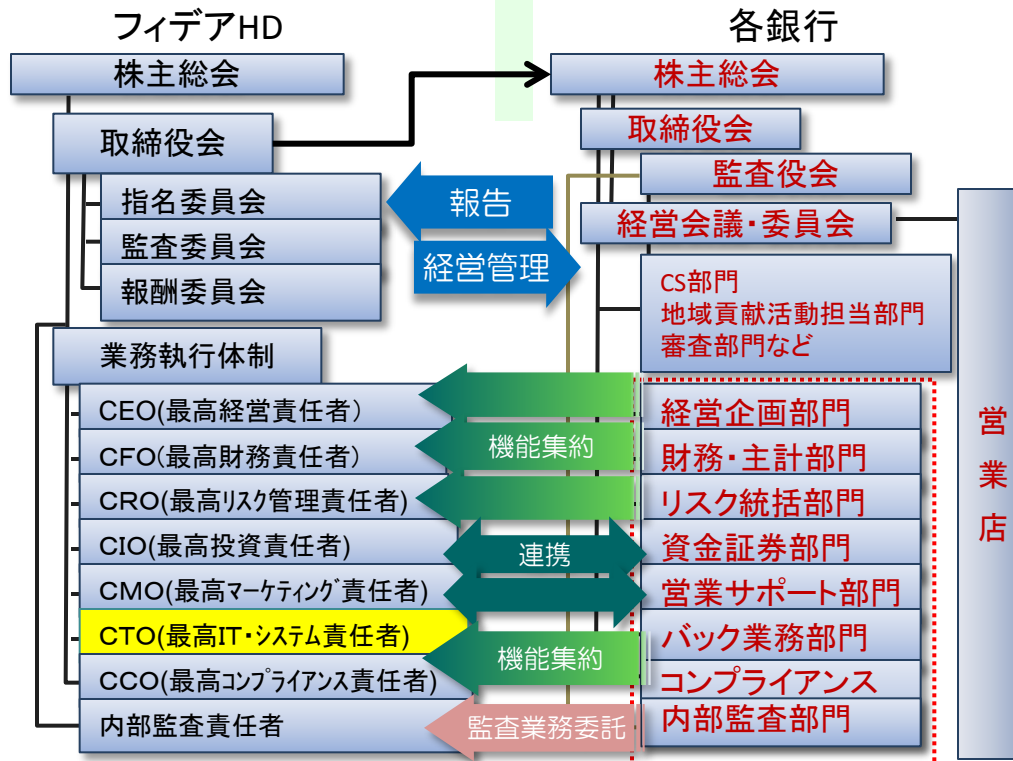
銀行業務における公的個人認証サービスの 活用可能性について

2014.2.26

フィデアホールディングス株式会社
代表執行役副社長 吉本 和彦

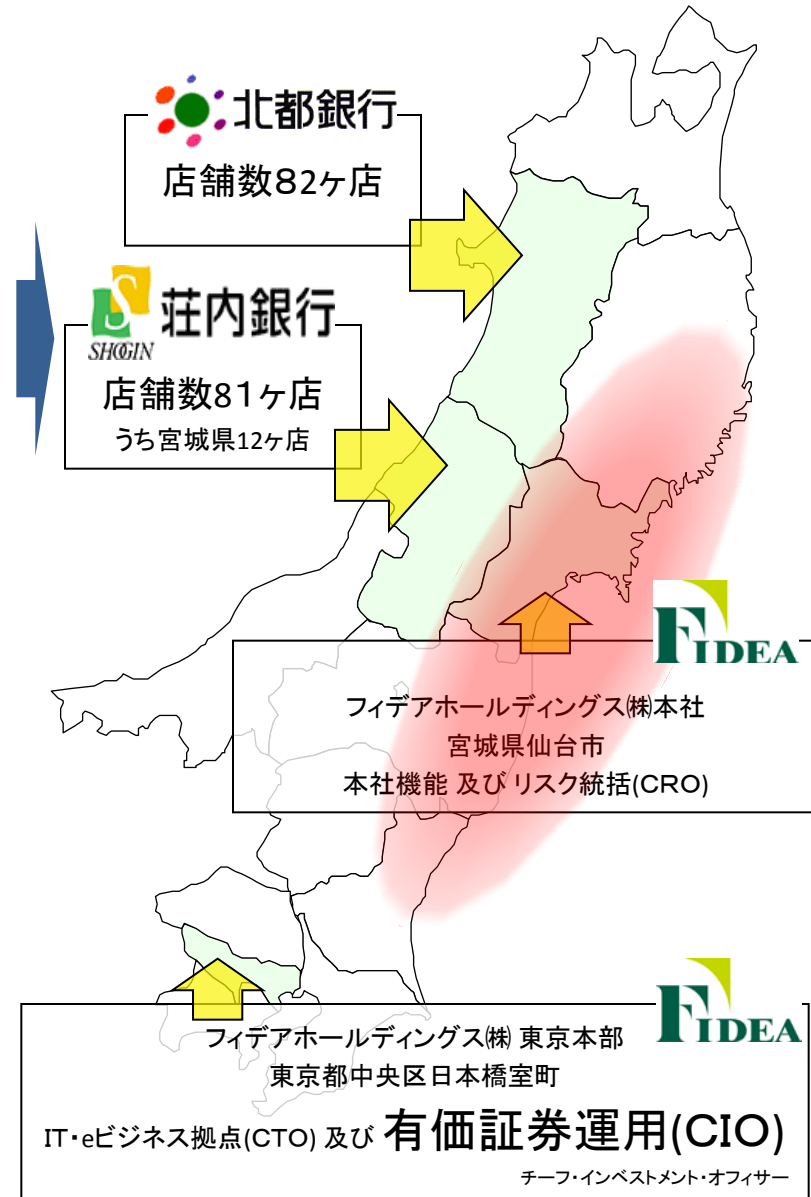
フィデアホールディングス オープンプラットフォーム型の金融持株会社

オープンプラットフォーム型経営統合



インフラの共有(ミドル・バック機能を集約)
 専門化・高度化

- ・(株)フィデア総合研究所
- ・(株)フィデアベンチャーキャピタル
- ・フィデア情報システムズ
- ・フィデアカード(株)



銀行業務における本人確認等

サービス対象者の状況

- 銀行サービスの主な利用形態
(個人のお客様を対象としたサービスで記載)
- ①通帳・キャッシュカードで利用
- ②通帳・キャッシュカード、
およびインターネットサービスで利用
- ③インターネット専用口座で利用
- ④新規お取扱い

サービス利用のシーン

- 銀行サービスの主な利用場所
- ①窓口
- ②ATM、レジ(デビット利用)
- ③インターネット(自宅のPC、携帯電話等)

本人確認の業務

- 銀行での本人確認(金融商品取引法、犯罪収益移転防止法など)
銀行業務では振込取引をはじめ、本人確認が必要な取引は極めて多く、運転免許証、保険証の呈示等が必要となっている。
- (例)
- ・10万円以上の振込み
- ・インターネットバンキング利用申込
- ・投資信託や保険商品の販売時(正確な年齢把握も必要)
- 他

資格確認・変更確認の業務

- 銀行での資格確認
法令でいう本人確認ではないが、“本人である”サービス資格を確認する”という処理も多い(キャッシュカードの暗証番号等)。
- 銀行での変更確認
銀行口座の基本情報確認として、相続資産の継承時等、住所等の変更把握は行いたい(休眠化への対処や架空口座対策にもなる)。

銀行業務での公的個人認証サービスの活用

公的個人認証活用への期待

■本人確認の実績記録

窓口、インターネットを含めて、本人確認を電子的に行えるため、運転免許証、保険証、パスポート等の提示が不要になることから、顧客利便が大きい。

また、銀行にとっても、本人確認書類のコピー、確認や保管コスト(7年間)の削減効果は極めて大きい。

※取引伝票の保管は10年(民法)

■決済分野での応用

個人番号カードを活用した決済については、銀行キャッシュカード(デビットカード)もクレジットカードと同様の効果がある。

■業界を跨るサービスでの活用

個人番号カードでサービスを受ける際、同一業界内での共通化ではなく、業界跨りでのサービス結合がされていくと、利用シーンが広がるのではないかと。

■共通プラットフォーム

公的個人認証サービスとのインターフェースは、個社での対応ではなく、業界全体として整備することが必然と考える。

将来の活用や課題等

■公的個人認証サービスの活用拡大

公的個人認証の活用範囲は、犯罪収益移転防止法で求められる本人確認への適用のほか、将来的には例えば住宅ローンにおける本人の確認や、NISAでの免税手続きでの活用等もありうるのではないかと。

■届出印影の電子署名代替

銀行の本人確認では、届出印の印影に関する業務慣習(見做し本人確認)があり、代替ではない形も含めて引き続き十分な検討が必要である。

■口座の基本情報との紐付け

既に口座開設いただいている利用者について、銀行の保有する情報と公的個人認証サービスの基本4情報とで速やかに同一人と判定できない場合がありうる。

■所管省庁との協議

新しいサービスでの活用(特に資格確認の例)では、金融庁をはじめ、事務毎の所管省庁との協議が必要となる場合がある。